

# 上越市介護保険サービス利用者負担金助成事業について

上越市では、特に生計が困難な人に対し、介護保険のサービスを利用した際に支払う利用料の一部を、サービス事業所と上越市が助成します。

(※ 助成の対象となる費用については2ページを御覧ください。)

## 対象となる方

助成を受けることができる人は、以下の全てに該当する人です。

- ① 本人及び世帯員の中に、令和7年度分の市民税が課税されている人が1人もいないこと。
- ② 本人及び世帯員の令和6年中の収入の合計額が、本人のみの世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加えた額以下であること。
- ③ 本人及び世帯員が所有する現金、預貯金及び有価証券の合計額が、本人のみの世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加えた額以下であること。

| 世帯員の人数   | ② 収入の上限 | ③ 現金、預貯金及び有価証券の合計額の上限 |
|----------|---------|-----------------------|
| 1人(本人のみ) | 150万円   | 350万円                 |
| 2人       | 200万円   | 450万円                 |
| 3人       | 250万円   | 550万円                 |
| 4人       | 300万円   | 650万円                 |
| 5人       | 350万円   | 750万円                 |
| (+1人)    | (+50万円) | (+100万円)              |

- ④ 本人及び世帯員が所有する土地及び家屋(本人及び世帯員が居住するために所有するものを除きます。)の令和7年度の評価額の合計が1,000万円以下であること。
- ⑤ 令和7年度分の市民税が課税されている人が行った令和6年分の扶養控除の申告において、扶養親族となっていないこと。
- ⑥ 令和7年度分の市民税が課税されている人が加入する医療保険(健康保険、共済組合など)において、被扶養者となっていないこと。
- ⑦ 介護保険料を滞納していないこと。

※ ①から⑦までの全てに該当する場合であっても、以下のいずれかに該当する人は対象となりません。

■生活保護を受けている人

■特別養護老人ホームの旧措置入所者で、利用者負担割合が5%以下の人のうち、ユニット型個室以外の居室に入居している人

■給付額減額等給付制限の措置を受けている人

## 助成額

助成の対象となる費用及び助成額は、以下のとおりです。

なお、助成を実施していない事業所もあります。実施の有無については、各事業所におたずねください。また、老齢福祉年金受給者については、社会福祉法人が実施する下線のあるサービスを利用する場合で事業所が1/2を助成した場合は、市の助成はありません。

| サービスの種類<br>(介護予防・介護予防相当サービスを含む)                          | 助成の対象となる費用 |                |                | 負担段階 及び 助成割合 ※1 |                      |                |                |     |     |
|----------------------------------------------------------|------------|----------------|----------------|-----------------|----------------------|----------------|----------------|-----|-----|
|                                                          | 1 割負担額     | 食費             | 居住費            | 2段階A            |                      | 2段階B           |                | 3段階 |     |
|                                                          |            |                |                | 事業所             | 市                    | 事業所            | 市              | 事業所 | 市   |
| 訪問介護（夜間対応型含む）<br>訪問入浴介護<br>訪問看護<br>訪問リハビリテーション<br>福祉用具貸与 | ○          | /              | /              | 1/4             | 1/4                  | 1/4            | 1/4            | 1/4 | 1/4 |
| 通所介護<br>（地域密着型、認知症対応型含む）<br>通所リハビリテーション                  | ○          | ○              | /              | 1/4             | 1/4                  | 1/4            | 1/4            | 1/4 | 1/4 |
| 短期入所生活介護<br>短期入所療養介護                                     | ○          | ○<br>※5        | ○<br>※5        | 1/4             | 1/4                  | 1/4            | 1/4            | 1/4 | 1/4 |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護                                         | ○          | /              | /              | /               | /                    | /              | /              | 1/4 | 1/4 |
| 小規模多機能型居宅介護<br>看護小規模多機能型居宅介護                             | ○<br>3段階のみ | ○              | ○              | 1/4<br>食・居住費のみ  | 1/4<br>食・居住費のみ       | 1/4<br>食・居住費のみ | 1/4<br>食・居住費のみ | 1/4 | 1/4 |
| 特別養護老人ホーム<br>小規模な特別養護老人ホーム                               | ○<br>3段階のみ | ○<br>※5        | ○<br>※2<br>※5  | 1/4<br>食・居住費のみ  | 1/4<br>食・居住費のみ       | 1/4<br>食・居住費のみ | /              | 1/4 | /   |
| （社）介護老人保健施設                                              | ※3         | ※3<br>※4<br>※5 | ※3<br>※4<br>※5 | ※3              | 1/2<br>食・居住費のみ<br>※4 | ※3             | /              | ※3  | /   |
| （医）介護老人保健施設<br>介護療養型医療施設<br>介護医療院                        | /          | ○<br>※5        | ○<br>※5        | 1/4<br>食・居住費のみ  | 1/4<br>食・居住費のみ       | /              | /              | /   | /   |
| サービスの種類                                                  |            |                |                | 助成額（上越市）        |                      |                |                |     |     |
| 特定福祉用具販売<br>住宅改修                                         | ○          | /              | /              | 助成の対象となる費用 1/2  |                      |                |                |     |     |

※1 本人の収入金額に応じて、下記のように利用者負担段階が分かります。

2段階A：本人の課税年金収入額と非課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万9千円以下の人

2段階B：本人の課税年金収入額と非課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万9千円を超える人

3段階：本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万9千円を超える人

- ※2 ユニット型個室に入居する旧措置入所者で、利用者負担割合が 5%以下の方は居住費のみ対象
- ※3 施設独自の助成を行っている場合がありますので、詳しくは施設へお問い合わせください。
- ※4 施設独自の助成対象者は、市の助成対象外
- ※5 介護保険負担限度額認定証の交付を受けていない人は助成対象外  
(4 ページを参照してください。)

## 助成を受けるには・・・

助成を受けるためには、市に申請を行い、助成の対象者として認定を受ける必要があります。

### 申請に必要な書類

＊上越市介護保険サービス利用者負担金助成認定証交付申請書

＊収入申告書 ＊資産申告書 ＊同意書

※ このほか、収入を証明する書類や、預金通帳等の写しなどを添付していただく必要があります。

■上記の申請書類は、上越市役所（高齢者支援課）のほか、南・北出張所及び各総合事務所 市民生活・福祉グループの窓口にて用意してあります。

■郵送によるお取り寄せも可能です。下記へお問い合わせください。

■上越市介護保険ホームページからもダウンロードできます。

<https://www.city.joetsu.niigata.jp/site/kaigo/>

なお、認知症対応型グループホームに係る利用者負担金の助成については、「認知症対応型グループホーム利用者負担金助成事業について」を参照してください。

御不明な点がございましたら、下記へお問い合わせください。

## 上越市 高齢者支援課 賦課給付係

〒943-8601 上越市木田 1 丁目 1 番 3 号

(上越市役所第 1 庁舎 1 階)

電話番号 025 (520) 5706 内線 1195

Eメールアドレス [kaigo@city.joetsu.lg.jp](mailto:kaigo@city.joetsu.lg.jp)

上越市ホームページ

<https://www.city.joetsu.niigata.jp/>

# 食費と居住費の介護保険負担限度額認定について

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、ショートステイを利用した際に支払う食費と居住費については、原則として自己負担ですが、次の表の第1段階から第3段階のいずれかに該当する方は、負担額の上限（負担限度額）が設定されることで、負担が軽減されます。

| 利用者負担段階 | 対 象 と な る 人                                                                                         |                              |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|
|         | 所得などの要件                                                                                             | 資産要件                         |
| 第1段階    | 生活保護を受給している人                                                                                        |                              |
|         | 世帯の全員（世帯分離している配偶者を含む。）に市民税が課税されておらず、かつ、老齢福祉年金を受給している人                                               | 単身:1,000万円以下<br>夫婦:2,000万円以下 |
| 第2段階    | 世帯の全員（世帯分離している配偶者を含む。）に市民税が課税されておらず、かつ、本人の「課税年金収入額」＋「非課税年金収入額」＋「その他の合計所得金額」の合計が80万9千円以下の人           | 単身:650万円以下<br>夫婦:1,650万円以下   |
| 第3段階    | ① 世帯の全員（世帯分離している配偶者を含む。）に市民税が課税されておらず、かつ、本人の「課税年金収入額」＋「非課税年金収入額」＋「その他の合計所得金額」の合計が80万9千円を超え120万円以下の人 | 単身:550万円以下<br>夫婦:1,550万円以下   |
|         | ② 世帯の全員（世帯分離している配偶者を含む。）に市民税が課税されておらず、かつ、本人の「課税年金収入額」＋「非課税年金収入額」＋「その他の合計所得金額」の合計が120万円を超える人         | 単身:500万円以下<br>夫婦:1,500万円以下   |

※第2号被保険者（40歳以上65歳未満の方）の資産要件については、段階にかかわらず単身1,000万円、夫婦2,000万円以下です。

## ◆食費と居住費の負担限度額（1日当たり）

| 利用者負担段階              | 食 費       |         | 居 住 費   |             |                    |                  |
|----------------------|-----------|---------|---------|-------------|--------------------|------------------|
|                      | ショートステイ以外 | ショートステイ | ユニット型個室 | ユニット型個室的多床室 | 従来型個室※1            | 多床室※1            |
| 第1段階                 | 300円      | 300円    | 880円    | 550円        | 380円<br>(550円)     | 0円               |
| 第2段階                 | 390円      | 600円    | 880円    | 550円        | 480円<br>(550円)     | 430円             |
| 第3段階                 | ① 650円    | 1,000円  | 1,370円  | 1,370円      | 880円<br>(1,370円)   | 430円             |
|                      | ② 1,360円  | 1,300円  |         |             |                    |                  |
| 施設(事業所)に支払う標準的な額(※2) | 1,445円    |         | 2,066円  | 1,728円      | 1,231円<br>(1,728円) | 915円<br>※3(437円) |

※1 介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院又は短期入所療養介護を利用した場合の従来型個室及び多床室の居住費の額は、( )内の額となります。

※2 第1段階から第3段階以外の人の食費と居住費の目安です。(実際の費用は、利用者と施設(事業所)との契約により決まります。)

※3 令和7年8月から、介護老人保健施設の「その他型」及び「療養型」、介護医療院の「Ⅱ型」を利用した場合は697円になります。

## ◆軽減を受けるには、申請が必要です。

※「介護保険負担限度額認定申請書」は、上越市役所(高齢者支援課)のほか、南・北出張所及び各区総合事務所 市民生活・福祉グループの窓口にあります。

※上越市ホームページからもダウンロードできます。 <https://www.city.joetsu.niigata.jp/site/kaigo/>